



消さないで あなたの心の 注意の火

秋の火災予防運動 11月9日(木)～15日(水)

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

③の習慣

- ◇寝たばこは、絶対やめる
- ◇ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する



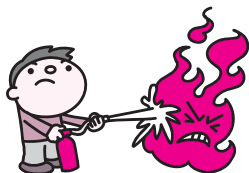
- ◇ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

- ◇逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する

- ◇寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災物品**を使用する

④の対策

- ◇火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを設置する



- ◇お年寄りや体の不自由な人を守るためには、**隣近所の協力体制**を

火災が発生しやすい季節を迎え、11月9日(木)から15日(水)まで秋の全国火災予防運動が開催されます。

市はこの期間中、市内各区で次のとおりサイレンの吹鳴を行います。火災を絶対に起こさないよう、火の取り扱いには十分注意するとともに、普段の防火対策が十分かどうか、この機会にいま一度点検してみましよう。

◇サイレン吹鳴時間(場所)

水沢区…午後8時(総合支所)
江刺区…午後9時(区内各地区)
前沢区…午後8時(総合支所)
胆沢区…午後8時(胆沢分署、5分団第1部消防屯所)
衣川区…午後8時(総合支所)

一般住宅でも 火災警報器が義務付け

平成17年の住宅火災による死者は、全国で1223人となり過去最悪の状況となりました。その6割以上が65歳以上のお年寄りで、火災死者の約7割が「逃げ遅れ」によるものです。また、その多くが就寝時間に発生しています。米国や英国では、住宅用火災警報器の設置を義務付けた結果、住宅火災の死者が半減する効果が得られました。市でも条例により下記の時期から、同警報器の設置を義務付けました。

火災から命を守るため、早めに警報器を設置しましょう。

- ◇設置義務 新築住宅…平成18年6月1日から
既存住宅…平成20年6月1日から

問 胆江地区消防組合消防本部予防課予防係 (☎7211)



住宅用火災警報器

- 消火器や火災警報器の悪質な訪問販売によるトラブルが続出しています。
- 少しでも怪しいと思ったら、最寄りの消防署に連絡を!
- 1人で判断せず、隣近所に相談することが大切です。

問 本庁生活環境課消防防災室、各総合支所生活環境課